

二級河川  
志津川圏域河川整備基本方針

平成27年 9月  
宮 城 県

## 目 次

### 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 河川の概要 .....	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	4
ア 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ..	5
イ 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項 ..	5
ウ 河川環境の整備と保全に関する事項 .....	5

### 2 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に 関する事項 .....	7
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....	11
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る 川幅に関する事項 .....	14
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項 .....	15

(参考図) 志津川圏域河川流域図

巻 末

## 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 河川の概要

<sup>みなと</sup>港川は、幹線流路延長 3.5km、流域面積 4.7km<sup>2</sup> の二級河川である。その源は、<sup>ななうねやま</sup>七畝山の南麓、<sup>いしずみ</sup>石泉集落の奥に発し、<sup>みやかた</sup>宮方からの沢を併せて流れくんだり、港集落で海に入る。

<sup>いなぶち</sup>稲淵川は、幹線流路延長 1.5km、流域面積 0.9km<sup>2</sup> の二級河川である。その源は<sup>うたつながしぼ</sup>歌津長柴に発し、<sup>しらまつ</sup>白松を貫流して稲淵集落の東側で海に注ぐごく短い川である。

<sup>さくら</sup>桜川は、幹線流路延長 3.8km、流域面積 9.2km<sup>2</sup> の二級河川である。<sup>そうないさん</sup>惣内山の東側に広がる丘陵地帯の水を集める<sup>たつさわがわ</sup>立沢川と<sup>ひらいだがわ</sup>平井田川が合流して桜川となり、途中、<sup>さだとうやま</sup>貞任山からの<sup>だいじょうぼうがわ</sup>大上坊川を併せて<sup>しずはま</sup>清水浜の入り江に流れ込む。

<sup>にいだ</sup>新井田川は、幹線流路延長 5.3km、流域面積 8.0km<sup>2</sup> の二級河川である。<sup>そう</sup>惣内山の東斜面を二分する<sup>おおもりやま</sup>大森山の北側に降った雨が<sup>いそのさわ</sup>磯の沢に、南側に降った雨が<sup>おおさわ</sup>大沢となり、このふたつの流れが合流して新井田川となる。河口部は近代に入ってから埋め立て地である。

<sup>はちまん</sup>八幡川は、幹線流路延長 8.8km、流域面積 31.6km<sup>2</sup> の二級河川である。<sup>みなみさんりく</sup>南三陸町内でもっとも広い流域面積を持つ河川で、<sup>ごひやく</sup>五百峠～<sup>みずさかい</sup>水界峠～<sup>はざわ</sup>羽沢峠の山々を水源とする八幡川本流と、<sup>やそう</sup>弥惣峠～<sup>まつざか</sup>松坂峠～<sup>さか</sup>坂の<sup>がい</sup>貝峠の水を集める<sup>たらぼ</sup>桜葉川の流れが合流して南三陸町志津川の<sup>しづがわ</sup>街区を貫いて海に注ぐ。

<sup>みずじり</sup>水尻川は、幹線流路延長 7.6km、流域面積 19.2km<sup>2</sup> の二級河川である。そ

の源は、旧登米町境の羽沢峠で、途中、保呂羽山西麓の入大船沢、東麓の保呂毛の沢を併せて流れくだる川である。

折立川は、幹線流路延長 3.7km、流域面積 15.0km<sup>2</sup> の二級河川である。旧津山町境の横山峠に源を發し、荒町集落で並石川と中沢川を加え、翁倉山から東方に走る切曾木～大日向の山並みから流れ出る沢水を集めた西戸川と合流、さらに海岸近くで干谷川を併せて海に注ぐ川である。

水戸辺川は、幹線流路延長 7.6km、流域面積 16.6km<sup>2</sup> の二級河川である。その源は、翁倉山に發し、左右の山並みからの沢水を集めて流れくだり志津川湾へ注ぐ。

長清水川は、幹線流路延長 1.4km、流域面積 2.5km<sup>2</sup> の二級河川である。その源は、旧北上町境の大峰に發し、志津川湾南部に注ぐ。

圏域内河川の流域は山地が多く、流れくだるにつれて水田や畑地がふえ、下流域・河口部の平地には集落、市街地がみられるようになる。

圏域となる南三陸町には仙台圏と岩手県沿岸の主要都市を結ぶ国道 45 号や、石巻市や女川町と県内陸側の登米市や栗原市への地域間交通で重要な国道 398 号、隣接する市町との交通網である JR 気仙沼線等が整備され、交通の要衝となっている。

流域の土地利用は、山地等が 90% を占め、中下流域のわずかな平地に農地や市街地が広がる。

圏域内の地質は、主に古生代、中生代三疊紀に形成された地層から成り、一部中生代、新生代に形成された地層がみられる。

圏域内の年間降水量は約 1,400mm となっている。

圏域内河川の河床勾配は、上流部が 1/20～1/80 程度、下流部が 1/100～1/300 程度である。

圏域内河川の上流域にはスギやケヤキ、コナラ等の樹木が繁茂している。コナラ等の樹林地は、落ち葉等の朽ち木、樹液、木の実等植食性の動物等の餌が豊富であり、ニホンカモシカ等が生息する。ヒヨドリは樹林を利用して繁殖し、カワセミは水中の魚を捕食し、河川沿いの垂直な土壁を利用して巣をつくる。瀬にはアユやウグイ、ウツセミカジカ等が生息し、水深の深い淵では、ヤマメ等が生息している。

下流域にかけてはオオヨモギやエノコログサの群落や、魚類や底生動物等の休息場、餌場ともなるヨシやオオイヌダテの群集がみられる。

河口域付近にはマガキ、イソシジミ、アサリ等の底生動物がみられ、コクガン、ウミネコ、カモメ類等の鳥類の採餌場としても利用される。また、東北地方太平洋沖地震後も、ボラやチチブ、ハゼ類等の魚類が生息している。

水質については、八幡川が水質環境基準のB類型に指定されている。

圏域内河川における治水事業は、共通として平成 23 年からの災害復旧事業がある。他にも、桜川の防潮水門（平成 17 年）、新井田川は河川局部改良事業（昭和 47～57 年）、防潮水門（平成 16～17 年）、八幡川の防潮水門（平成 17 年）、水尻川の防潮水門（平成 16～17 年）、折立川は小規模河川改修事業（昭和 36 年～47 年）、河川局部改良事業（昭和 57～平成 5 年）、防潮水門（平成 17 年）、水戸辺川は小規模河川改修事業（昭和 39～44 年、昭和 46～56 年）、河川局部改良事業（昭和 45 年）、防潮水門（平成 17 年）、長清水川は河川局部改良事業（昭和 53～55 年）、地震高潮対策事業（平成 5～7 年）、防潮水門（平成 17 年）がある。

圏域内河川の主要な洪水として、昭和 56 年 9 月洪水や、昭和 61 年 8 月洪水等がある。

平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震では津波等による甚大な被害や、

地殻変動による広域的な地盤沈下が発生した。そのため、地域づくり等と整合を図りながら堤防の整備等を行うことが急務となっている。

さらに「南三陸町震災復興基本方針（素案）」においては、沿岸地域の地盤沈下に対して、土地の嵩上げや防潮堤、防波堤、水陸門の組合せにより、大規模災害（大津波）への防災・減災構造の確立を図ることとされている。

河川利用については、地域住民が自然を求めて、散策や釣り等に利用されている。

## **（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針**

圏域内河川では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図る。また、流域内の河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境にかかわる施策を総合的に展開する。

河川整備の現状、森林等の流域の状況、水害の発生状況及び河川の利用状況並びに河川環境の保全等に配慮し、また、南三陸町総合計画等との調整を図りながら、水源から河口までの一貫とした基本方針に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にすることによって、河川の総合的な保全と利用を図る。

健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化等を関係機関と連携を行いながら流域一体となった取り組みを推進する。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に配慮しながら、必要に応じて堆積土砂の撤去や除草等適切な処置を講じる。また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、流域住民が河川をより身近に感じ、河川愛護等にも積極的に参加するような住民参加による河川の維持管理や河川

整備の協働作業を推進する。

## **ア 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項**

災害の発生防止又は軽減に関しては、河川の自然環境に配慮しながら、築堤及び河道掘削を行い、河積を増大させ、計画規模の洪水を安全に流下させる。

また、整備途上段階あるいは計画規模を上回る洪水が発生し氾濫した場合においても、水防管理団体と連携を図りながら被害の軽減に努めるとともに、河川情報システム等により迅速な情報伝達を行い、洪水ハザードマップの作成と広報等による認知の向上を支援し、被害を最小限に軽減できるよう、より迅速な防災・避難態勢の確立を関係機関や地域住民と連携して推進する。

河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす計画津波に相当する「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。

## **イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項**

河川水の利用に関しては、農業用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため、合理的な水利用の促進を図る。また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して節水等の啓発活動を推進する。

## **ウ 河川環境の整備と保全に関する事項**

河川環境の整備と保全に関しては、河川の流れが生み出した河川景観の保

全を図るとともに、多様な動植物の生息・生育する豊かな環境を次代に引き継ぐため、流域が一体となってその保全に努める。

動植物の生息地・生育地については、河川とその周辺の生態系に配慮し、治水との調和に努める。水域と陸域との連続性等の多様な河川環境を保全するとともに、多自然川づくりを推進し、河川に生息する動植物の生息・生育環境の保全に努める。

東北地方太平洋沖地震によって、河口部に限定しているが、広域的な地盤沈下や津波により環境が大きく変化した。

河口部の河川環境については、今後も河川環境調査を継続的に進め、必要に応じて保全措置を講じることに努める。

景観の維持については、溪流や田園と里山が織りなす美しい風景と調和した河川景観の保全を図るとともに、都市景観と調和した水辺景観の維持・創出等に努める。

人と河川との豊かなふれあいの場の確保については、生活の基盤や歴史、文化・風土を形成してきた河川の恵みを生かしつつ、自然とのふれあい、環境学習ができる場等の整備・保全に努める。

水質については、河川の利用状況、動植物の生息・生育環境であることを考慮し、関連事業や関係機関、地域住民との連携を図りながら維持に努める。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理においては、貴重なオープンスペースである河川敷地での多様な利用が適切に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和に努める。

さらに、流域の自然環境、歴史、文化を踏まえ、川を軸とした上下流の連携による河川愛護活動・河川清掃等、地域住民が自主的に行うよう河川管理への幅広い参画等を積極的に支援するとともに、地域住民や関係機関との協働による河川管理に努める。



## 2 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水流量並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

#### イ) 港川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準点河口において  $60\text{m}^3/\text{s}$  とし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位： $\text{m}^3/\text{s}$ )

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
港川	河口	60	—	60

#### ロ) 稲淵川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準点河口において  $20\text{m}^3/\text{s}$  とし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位： $\text{m}^3/\text{s}$ )

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
稲淵川	河口	20	—	20

ハ) 桜川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準点河口において  $120\text{m}^3/\text{s}$  とし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位： $\text{m}^3/\text{s}$ )

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
桜川	河口	120	—	120

ニ) 新井田川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準点河口において  $100\text{m}^3/\text{s}$  とし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位： $\text{m}^3/\text{s}$ )

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
新井田川	河口	100	—	100

ホ) 八幡川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準点秋目川合流後において 300m<sup>3</sup>/s とし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位：m<sup>3</sup>/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
八幡川	秋目川合流後	300	—	300

へ) 水尻川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準地点右支川合流後において 200m<sup>3</sup>/s とし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位：m<sup>3</sup>/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
水尻川	右支川合流後	200	—	200

ト) 折立川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準点河口において  $170\text{m}^3/\text{s}$  とし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位： $\text{m}^3/\text{s}$ )

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
折立川	河口	170	—	170

チ) 水戸辺川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準点河口において  $170\text{m}^3/\text{s}$  とし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位： $\text{m}^3/\text{s}$ )

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
水戸辺川	河口	170	—	170

リ) 長清水川

基本高水は、流域の規模、社会、経済的重要性並びに地域バランスを考慮して検討した結果、そのピーク流量を基準点河口において  $40\text{m}^3/\text{s}$  とし、この全量を河道で対応する。

基本高水のピーク流量等一覧表

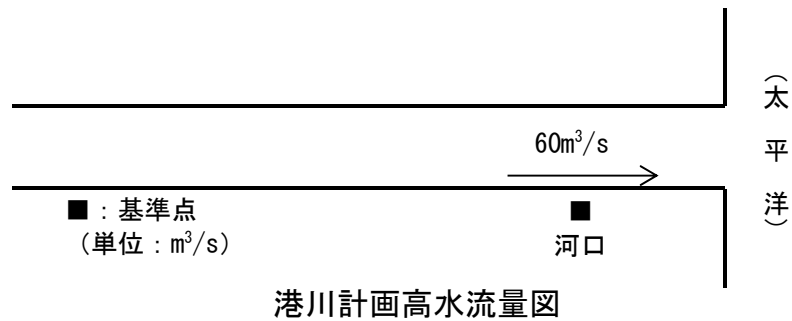
(単位： $\text{m}^3/\text{s}$ )

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
長清水川	河口	40	—	40

## (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

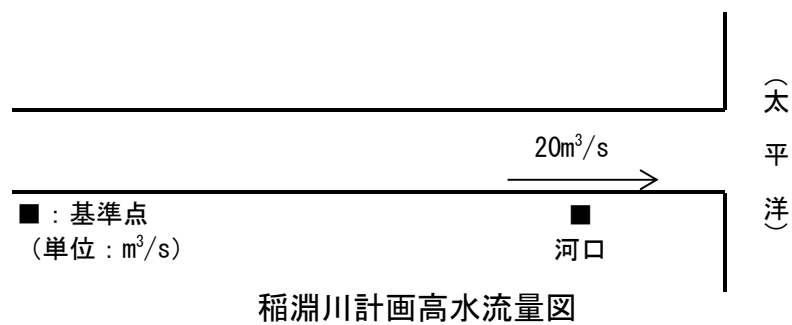
### イ) 港川

計画高水流量は、基準地点である河口地点において  $60\text{m}^3/\text{s}$  とする。



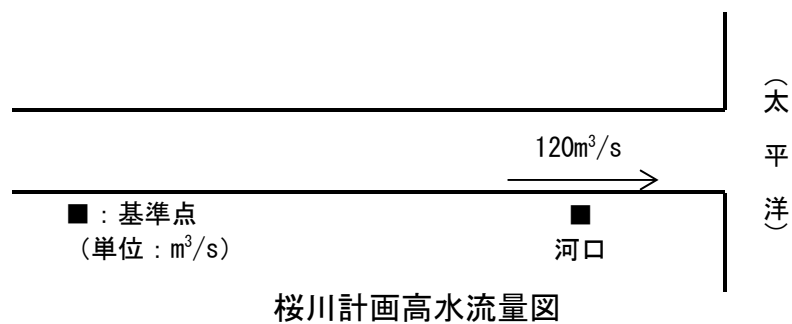
### ロ) 稲淵川

計画高水流量は、基準地点である河口において  $20\text{m}^3/\text{s}$  とする。



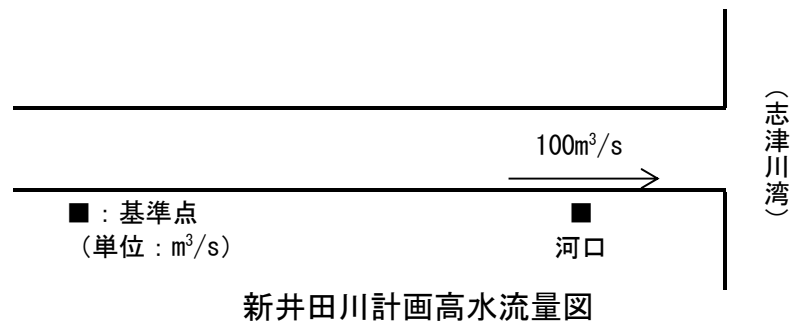
### ハ) 桜川

計画高水流量は、基準地点である河口において  $120\text{m}^3/\text{s}$  とする。



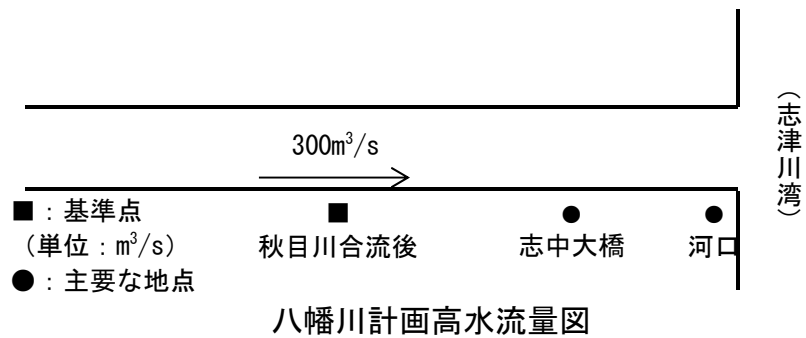
二) 新井田川

計画高水流量は、基準地点である河口地点において  $100\text{m}^3/\text{s}$  とする。



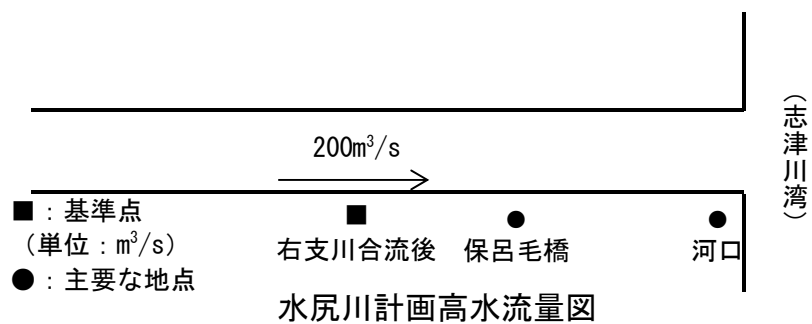
ホ) 八幡川

計画高水流量は、基準地点である秋目川合流後において  $300\text{m}^3/\text{s}$  とする。



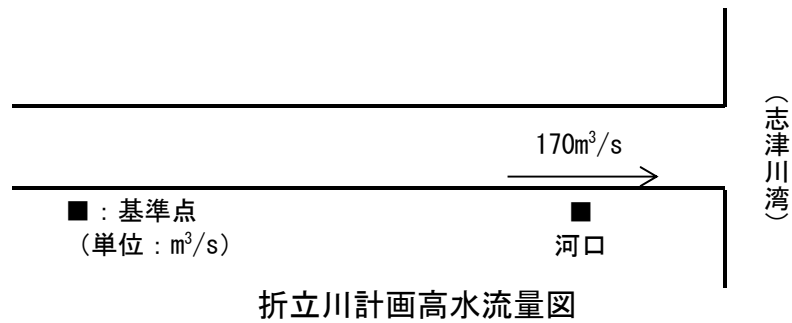
ヘ) 水尻川

計画高水流量は、基準地点である右支川合流後において  $200\text{m}^3/\text{s}$  とする。



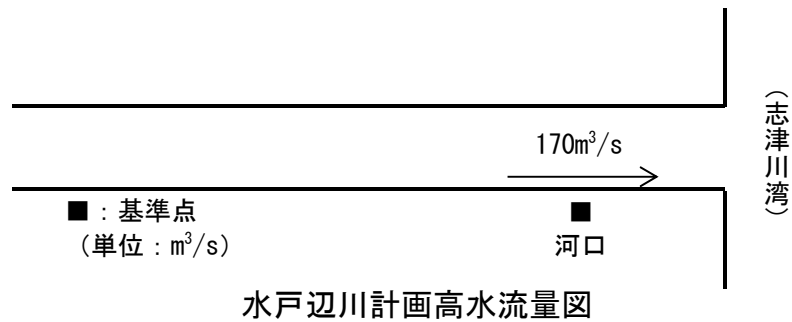
ト) 折立川

計画高水流量は、基準地点である河口において  $170\text{m}^3/\text{s}$  とする。



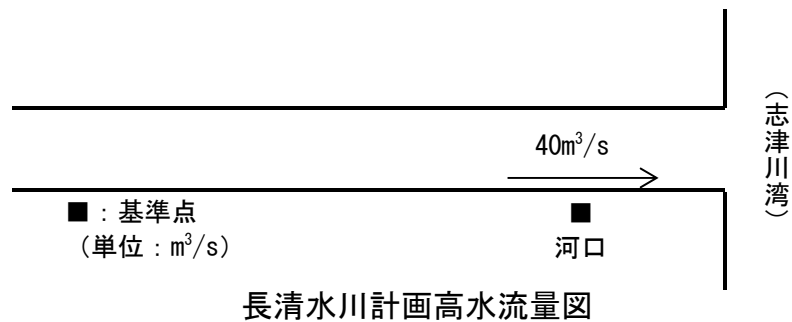
チ) 水戸辺川

計画高水流量は、基準地点である河口において  $170\text{m}^3/\text{s}$  とする。



リ) 長清水川

計画高水流量は、基準地点である河口において  $40\text{m}^3/\text{s}$  とする。



### (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本流域の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 T.P(m) 注1)	川幅 (m)
港川	河口	0.2	1.15	16
			注2) 8.80	
稲淵川	はちまん 八幡橋	0.1	1.96	8
桜川	河口	0.0	1.98	25
			注2) 7.70	
新井田川	河口	0.2	1.65	30
			注2) 7.70	
八幡川	しちゅう 志中大橋	1.5	5.78	28
	河口	0.1	注2) 7.70	57
水尻川	保呂毛橋	1.1	4.56	28
	河口	0.	注2) 7.70	44
折立川	河口	0.1	2.44	39
			注2) 7.70	
水戸辺川	河口	0.0	1.04	47
			注2) 6.30	
長清水川	河口	0.0	1.87	10
			注2) 6.30	

注1) T.P : 東京湾中等潮位

注2) 計画津波水位



**(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項**

河川における流水の正常な機能を維持するための流量は、今後、流況資料の蓄積を行うと共に、引き続き河川環境の実態等の資料蓄積に努め、動植物の生息地または生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等に配慮しつつ設定するものとする。

(参考図)

○港川・稲淵川・桜川・新井田川・八幡川流域図





(参考図)

○水尻川・折立川・水戸辺川・長清水川流域図

